

5. 協力業者建設機械保有台数調べ

地域名	地区名	施工業者名	電話番号	建設機械保有台数													
				大型ダンプ	4tダンプ	2tダンプ	ブルドーザ	R・Tローラー	コンパクター、Vローラー	グレーダー	Pシヨベルバックホー	クレーン	積込機	ユニック車	台車	その他	合計
石見	矢上	石見工業(株)	95-1218								3						3
石見	矢上	(有)堀田土木事業所	95-0127								4						4
石見	矢上	(株)溝辺組	95-0285								7				1		8
石見	矢上	(有)三宅建設	95-0073								4						4
石見	中野	(有)左右田建設	95-0256								7				1		8
石見	中野	(有)浜工務店	95-0583								6						6
石見	中野	(有)和田組	95-0846								4				1		5
石見	井原	飯田土建	95-1951								5						5
石見	日貫	(有)白川建設	97-0609								4						4
石見	日貫	(有)山本建設	97-0121								7				1		8
石見	日和	(有)寺本建設	97-0450								3						3
瑞穂	市木	(有)福井建設	85-0123								8	1					9
瑞穂	下田所	(有)河野建材	83-0291								8			1			9
瑞穂	下田所	(有)小林建設	83-0226								10			1	1		12
瑞穂	上田所	(有)森脇組	83-0460								11			1	1		13
瑞穂	下亀谷	(有)協和建設	85-0516								2			1			3
瑞穂	鱒淵	(有)町田土建	83-0846								14	1		1	1		17
瑞穂	鱒淵	(有)森商建設	83-0148								6			1	1		8
瑞穂	山田	(有)増田住建	83-0251								2			1			3
瑞穂	三日市	日高建材工業(有)	83-0073								2			1			3
瑞穂	原村	(有)寺本建設	83-2300								10			1	1		12
瑞穂	高見	(有)井口建設	84-0101								9			1	1		11
羽須美	雪田	(株)坂之上建設	88-0111														0
羽須美	下口羽	羽須美建設(株)	87-0211								8						8
羽須美	下口羽	中国産業(株)	87-0037								1						1

## 6. 風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務等に関する協定書

### 風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務等に関する協定書

邑南町（以下「甲」という。）と邑南町建設業協会（以下「乙」という。）は、風水害・地震災害等による大規模災害及びその他災害（以下「災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合、町民の安全を確保する観点から、町内の実情に即応した災害応急対策業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲が管理する道路、河川、町営住宅等の公共施設（以下「公共施設」という。）の機能確保及び回復のため、乙の協力を得て、公共施設のパトロール、障害物の除去及び通行規制措置、応急工事（以下「応急対策業務」という。）を円滑に実施することにより住民の安全を確保することを目的とする。

#### （応急対策業務実施者）

第2条 乙は、応急対策業務を円滑に実施するため、甲と協議の上、邑南町建設業協会に加入する建設業者（以下「施工業者」という。）の担当区域又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区域又は地域を変更することができるものとする。

2 乙は、前項の規定により、担当区域又は地域を決定若しくは変更したときは、「別紙様式1」により甲に提出するものとする。

3 乙は、毎年度、災害時に対応可能な建設資機材等の数量を取りまとめ、「別紙様式2」により甲に報告するものとする。

#### （出動の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するために、次に定める基準により応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、施工業者に「別紙様式3」により出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（1） 24時間雨量80以上、又は時間雨量20mm以上の降雨があった場合

（2） 震度4以上の地震が発生した場合

（3） その他甲が特に必要と認めた場合（局地豪雨、豪雪等）

2 施工業者は、災害により電話等が途絶し甲との連絡が不能なとき又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による甲の要請がない場合であっても、前項に定める基準により判断し、応急対策業務を行なうものとする。

#### （活動）

第4条 施工業者は、パトロール実施の結果、応急対策の必要が認められたときは、その状況を甲に

連絡し、甲の指示により必要な対策を講ずるものとする。

- 2 施工業者は、甲の指示がない場合であっても、緊急に応急対策の必要があると認めるときは、自主的に必要最小限の対策を講ずるものとする。

(報告)

第5条 パトロールを実施した施工業者は、被害状況等を速やかに甲に連絡するものとする。

- 2 施工業者は、応急対策業務を実施したときは、「別紙様式4」により、活動状況を甲に報告するものとする。
- 3 甲は、前項による報告を受けたときは、その写しを乙に送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条に基づく対策に要した経費は、甲が負担し、施工業者に支払うものとする。

- 2 経費は、前条第2項の報告に基づき、甲が別に定めた基準によるものとする。

(経費の支払いの手続き)

第7条 施工業者が第4条の活動を実施するときは、甲と施工業者との間において、速やかに契約を締結し、当該契約に基づき支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 この規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて従事した者（以下「従事者」という。）がその業務において、負傷若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として従事者の使用者の責任において行なうものとする。

(協定の効力及び更新)

第10条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって満了とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文章をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は、更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、平成 年 月 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本書を2通作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 島根県邑智郡邑南町矢上6000番地  
島根県邑智郡邑南町  
邑南町長 石橋良治

乙 島根県邑智郡邑南町  
邑南町建設業協会  
会長 森脇豊敏







平成 年 月 日

様

邑南町長 石橋良治

風水害・地震災害・その他の災害応急対策業務等に関する協定書第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり応急対策業務の実施を要請します。

記

1. 業務の種類

パトロール      障害物除去      通行規制措置      応急工事

2. 工事等場所

路線・河川名

---

邑南町

3. 被害状況

4. 工事内容

5. その他



